

毎日の生活のためになる情報を  
たくさんお届けします!

# Information

## インフォメーション

### お知らせ



#### 公民館利用のご案内

公民館と西公民館は、趣味・教養・娯楽など生涯学習の場として、会議・研修・集会などに利用できます。また、公民館は図書室を併設しており、本の貸し出しを行っています。

幅広い年齢層を対象にした講座や催し物も行っていきます。ぜひご利用ください。

**開館時間** 午前9時～午後9時

※日曜・祝日は午後5時閉館

※西公民館は夜間の貸館利用のない日は午後5時閉館

**休館日** 月曜、祝日の翌日、年末年始

**利用対象者** 町内に在住・在勤の方

※営利目的(物品販売、私塾的行為等)の利用はできません。

**使用料** 申請時に前納してください。

**利用方法** 利用日の2カ月前から当日(西公民館の夜間は3日

前)までに、各館受付で申請してください。

**申込・問合せ先** 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

#### 国民年金保険料の 学生納付特例

日本国内に住むすべての方は、20歳になったら学生の方も国民年金に加入しなければなりません。

しかし、ほとんどの学生の方は所得がありませんので、保険料を納めることが困難です。

そこで保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

**対象** 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等の昼間・夜間・定時制・通信制課程などに在学する20歳以上の学生であつて、学生本人の前年所得が118万円以下の方

**申請手続** この制度を利用するには、申請して承認を受ける必要があります。

#### 申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証、または在学証明書の

写し

・印鑑(本人が署名するときは不要)

※他の市町村から転入されたばかりの方は、所得証明書が必要になる場合があります。

#### 提出先 役場住民課

新年度の申請は、4月1日(水)から受付開始となります。

#### 承認を受ける

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間として算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

#### 問合せ先 中村年金事務所

☎(453)7200  
役場住民課 内線121

#### 国民年金保険料が 改定されました

平成27年4月からの国民年金保険料は15590円です。保険料をまとめて前納すると割引になる制度や口座振替の早割(当月保険料を当月末引き落とし)

で納付すると割引になる制度がありますのでご利用ください。

## 平成27年度 国民年金保険料 (口座振替制度と前納制度による保険料納付額比較表)

納付方法		1カ月分の 保険料額	6カ月分の 保険料額	1年分の 保険料額	2年分の 保険料額
通常の支払い額		15,590円	93,540円	187,080円	382,200円
前納	現金払い (割引額)	—	92,780円 (▲760円)	183,760円 (▲3,320円)	—
	口座振替(早割) (割引額)	15,540円 (▲50円)	92,480円 (▲1,060円)	183,160円 (▲3,920円)	366,840円 (▲15,360円)

### 犬の登録と狂犬病予防 注射のお知らせ

生後91日以上の子犬には、狂犬病予防法により一生に一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

平成27年度の犬の登録と狂犬病予防注射の日時、会場、料金等は次のとおりです。

#### 犬の登録・狂犬病予防注射日程

とき	ところ
4月6日(月) 13:30~15:00	公民館
4月7日(火) 13:30~15:00	ハツ屋防災 コミュニティセンター
4月8日(水) 13:30~15:00	西條防災 コミュニティセンター

来場できない方は、最寄りの動物病院で注射を受け、手続きを行ってください。

#### 料金

- 登録済みの犬(平成7年度以降に登録した犬)  
一頭3400円
- 未登録犬(生後91日以上の子犬)  
一頭6400円(登録手数料含む)

※注射料金・注射済票交付手数料

#### 料含む 注意事項

- 登録済みの犬の場合は、役場からの通知はがき(事前に問診票をご記入ください)を必ず持参してください。
- 事故防止のため、首輪はあらかじめ点検し、犬を制御できる方が汚物を始末する道具を持参してお連れください。なお、接種に伴う副反応については、町は責任を負いません。
- 飼い犬の死亡、行方不明等の場合は、役場産業環境課に届け出をしてください。

#### 問合せ先 役場 産業環境課

内線 124

### 精神障害者保健福祉手帳・ 自立支援医療受給者証 (精神通院)の手続き 窓口の変更

4月1日(水)より手続き窓口が保健センターから役場民生課に変更になります。

#### 問合せ先 役場 民生課

内線 169・232

### 国民健康保険からの緊急提言 保険税が上がらないように 医療費の節約を

皆さんが医者さんにかかったときに支払う医療費が年々増え続けています。医療費の支払いなどに充てられる主な財源は、皆さんの納める保険税です。そのため、医療費の増加などで国民健康保険税の負担が大きくなると、必然的に保険税を引き上げることにもなります。

医療費の増加を防ぐためには一人ひとりが医療費を大切にすることが第一歩です。

皆さんのちょっとした心掛けで医療費を節約することができま

す。医療費を無駄なく上手に使いまし

ましょう。

- 日ごろから健康づくりを心掛
- けましょう。
- 定期的に健康診断を受けて、
- 早期発見・早期治療を心掛け
- ましょう。

- 自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

お知らせ

募集

お話し

スポーツ

し

講座・教室

・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。

・急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線170

## 特定健診・特定保健指導のご案内

●特定健診とは

特定健診(特定健康診査)とは、厚生労働省により40歳以上75歳未満の国民健康保険等保険加入者全員(妊産婦と厚生労働大臣が定める一部の方を除く)を対象として実施が義務付けられた、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の発見を重視し、保

健指導に結び付けることで生活習慣病を予防することが目的です。

生活習慣病の代表ともいえる「高血圧」「糖尿病」「脂質異常症」などの発症・悪化には、内臓脂肪が大きく影響しています。生活習慣病は、自覚症状がまま進行するため、健診は「生活習慣を振り返るよい機会」になります。

メタボリックシンドローム等に該当となった方へは保健指導(生活の改善点を指導・食生活指導)を行い、生活習慣病へ発展しないよう該当者の方々と協力しながら改善を目指します。

生活習慣病(心疾患や脳血管疾患)へ発展してしまった場合や治療期間などを考えると、早期発見、早期改善をお勧めします。

特定健診の検査項目には、すべての対象者が受診しなければならぬ「基本的な健診項目」と前年度の健診結果等に基づいて、医師の判断により必要に応じて追加受診する「詳細な健診項目」があります。どちらの項目もメタボリックシンドローム対策を重視した内容です。

### 基本的な健診項目

・問診(生活習慣、行動習慣)

・診察(理学的所見)  
・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)

・血圧測定  
・検尿(尿糖、尿蛋白)  
・血液検査(血中脂質、血糖、肝機能)

### 詳細な健診項目

心電図・貧血検査・眼底検査

●特定健診を受けないと：

厚生労働省が平成29年度までに「特定健診の実施率60%」「特定保健指導の実施率60%」「メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率25%」と目標値を定めており、達成度によって後期高齢者医療制度への支援金が増額または減額される予定です。

つまり、健診を受ける方が少ないければ、保険料が高くなる可能性も考えられます。

健診は、病気を発見するだけのもではありません。自分の健康状態をチェックし、生活習慣病などの予防に努めることで、結果的に医療費の節約やこれ以上国保税が上がらないよう抑えていくことにつながります。

ぜひ、年に1回健診を受けるよう心掛けましょう。詳細は、5

月下旬に該当する加入者全員に通知します。

75歳以上の後期高齢者医療保険に加入している方は、生活習慣病の早期発見・介護予防を目的とした後期高齢者医療健康診査(後期高齢者健診)を受診することができません。

※国民健康保険以外の保険に加入している方は、加入している各医療保険者にお問合せください。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線170

## 平成27年就学援助

経済的な理由によりお子さんを町立の小・中学校へ就学させることにお困りの保護者の方に、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考に申請の手続きをしてください。

### 対象

・生活保護を受けている方(修学旅行費のみ)  
・児童扶養手当が支給されてい

る方(児童手当・遺児手当・特別児童扶養手当は該当しません)  
 ・特別な事情により、著しく生活が困窮している家庭

## 対象経費

- ・学校給食費
- ・学用品・通学用品費
- ・校外活動費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・修学旅行費

**申請方法等** 詳しくは、学校から配布されるお知らせをご覧ください。(4月配布予定)

**問合せ先** 役場 学校教育課

内線187

## 住宅防火訪問に伺います

海部東部消防本部では、本町の住宅火災による死者ゼロを目指して、一人暮らしの65歳以上の世帯を対象に住宅防火訪問を実施します。

火災統計によると、住宅火災による死者の6割以上が65歳以上の高齢者で、逃げ遅れによる原因が6割以上を占めています。そのため、火災を早期に発見、避難するための住宅用火災警報器設

置の普及推進、住まいの安全チェック表に基づく防火指導を4月1日(水)から平成28年3月31日(木)の間に行います。

なお、訪問の際は消防職員が消防手帳を提示し、身分を明らかにしてから行いますので、ご協力をお願いします。

**問合せ先** 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

## 備品貸出事業を

ご利用ください

皆さんの日常生活や地域福祉の援助・便宜を図ることを目的に行っていますので、お気軽にご利用ください。

**対象** 社会福祉協議会会員または、町内在住・在勤の方および町内で活動しているグループ

## 貸出物品

- ・介護用具(車いすなど)
- ※原則として介護保険対象外の方のみとします。
- ・ボランティア用具(高齢者擬似体験グッズなど)
- ・レジャー用具(バーベキューセ

ットなど)

## 使用料

- ・社会福祉協議会会員 無料
- ・非会員 500円(1回)

**貸出期間** 必要と思われる最短

期間※相談のうえ決定します。

**申込方法** 印鑑をお持ちのう

え、社会福祉協議会窓口へお越しください。

※事前にお電話で在庫の確認をしていただくと確実です。

**問合せ先** 社会福祉協議会

☎(442)0990

## 募集



## 社会福祉協議会会員

社会福祉協議会は町民の皆さんからの会費や寄付金、町からの補助等を得て、ふれあいフェスティバルや敬老会の開催、デイサービス、福祉作業所、児童センターなどの運営をしています。そこで、さらに充実した活動を

展開していくため、これらの活動にご理解、ご協力いただける方を募集しています。

## 年会費(一口)

- ・個人会員 1000円
- ・法人会員 10000円

**入会方法** 本会窓口、役場民生課窓口、または、町内の各金融機関に用意してある本会あて専用振込用紙でお申し込みください。

**問合せ先** 社会福祉協議会

☎(442)0990

## 身に付けよう応急手当 普通救命講習Ⅰ

**とき** 4月26日(日)午後1時～4時

**ところ** 海部東部消防組合消防本部 講堂

**対象** 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

**内容** 成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法、大出血時の止血法

**定員** 15名

**費用** 無料

**受付期間** 4月6日(月)～19日(日)

**申込場所** 海部東部消防組合消

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

防本部消防署・北分署・南分署  
**申込方法** 普及講習受講申請書  
 にて受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署  
 で配布、または海部東部消防  
 本部ホームページからダウン  
 ロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申  
 込みはできません。

**問合せ先** 海部東部消防組合消  
 防本部消防課

☎(442)1605  
 ① <http://www.amatobu-119.jp>

## シルバー人材センター 新規入会説明会

**とき** 4月8・22日(水)

午前10時から1時間程度

**ところ** 総合福祉センター2階  
 高齢者生きがい活動センター内  
 会議室

**対象** 健康で働く意欲のある60  
 歳以上の方

**申込・問合せ先** シルバー人材セ  
 ンター ☎(443)1680

## シルバー人材センター 庭木の消毒作業について

6月から8月実施の庭木の消毒  
 作業の予約を引き続き受け付けま  
 す。ご希望の方はお問合せください。

効率的にまとめ作業するた  
 め、誠に勝手ながら作業日の指  
 定はご遠慮願います。

**注意** 雨・風等天候都合により作  
 業日が変更になる場合があります。

**申込・問合せ先** シルバー人材セ  
 ンター ☎(443)1680

## お願い



## 犬のふんは適正に 処理してください

無責任な飼い主によって個人の  
 家の前や歩道などに犬のふんが放  
 置され、悪臭、汚れで困っていると  
 の苦情が多く寄せられています。

ふんなどを適正に処理し、他  
 人に迷惑を掛けないように努め

ることは飼い主の責任です。

散歩中の排せつについては、あ  
 らかじめビニール袋や市販の専  
 用袋などを用意しておき、袋に  
 入れて必ず持ち帰りましょう。

持ち帰ったふんは、可燃ごみと  
 して出すなど適正に処理しま  
 しょう。

**問合せ先** 役場 産業環境課

内線124

## 空き地等の管理を お願いいたします

空き地等の雑草が繁茂する季  
 節が近づきました。

空き地等の雑草をそのままに  
 しておくと、害虫の発生源となっ  
 たり、ごみを不法投棄される場所  
 になったりと、近隣にお住まいの  
 方々にも大変な迷惑がかかりま  
 す。また、枯れ草になれば火災の  
 原因にもなります。町の美観や良  
 好な生活環境を保つためにも所  
 有者の皆さんは、雑草が茂らない  
 よう早めの手入れ、十分な管理  
 をしてください。

**問合せ先** 役場 産業環境課

内線124・159

## 相談



## 消費生活相談

電話による強引な押し売り  
 や、頼んでもいない商品が届いた  
 ことはありませんか。商品やサー  
 ビスの多様化によって、事業者と  
 消費者の間で悪徳商法、多重債  
 務などのトラブルが発生してい  
 ます。

町では、そのような被害を未然  
 に防ぐため、月に1回専門の相談  
 員を配置し、問題解決のために  
 助言などを行う消費生活相談窓  
 口を開設しています。少しでも不  
 安に感じたなら、ひとりで悩まずに  
 窓口をご利用ください。早めの相  
 談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりま  
 すので、お待ちいただくことがあ  
 ります。

**とき** 4月15日(水)午後1時30分  
 ～4時30分(受付終了午後4時)  
 ※毎月第3水曜日に開催してい

ますが、変更となる場合もあ  
 ります。

**ところ** 役場 2階旧保健センター  
**相談料** 無料  
**申込・問合せ先** 役場 産業環境課  
 内線137

## 無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談は事前に予約が必要です。相談時間は一件25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますのでお気軽にお申し込みください。  
**とき** 4月28日(火)午後2時～4時

**ところ** 総合福祉センター 1階相談室

**定員** 4件(要予約)

**申込・問合せ先** 社会福祉協議会

☎(442)0990

※心配ごと相談も、第1・3火曜日、午後2時～4時に開設しています。あわせてご利用ください。

◎心配ごと相談直通電話

☎(442)7793

## 県立名古屋盲学校の教育相談

見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習についてお気軽にご相談ください。相談は無料です。

**ところ** 県立名古屋盲学校

**対象** 乳幼児・小学生・中学生・高校生

**申込・問合せ先** 県立名古屋盲学校  
 ☎(711)0009

## 催し



庄内川水辺の散策路および大治町庄内川河川敷公園完成1周年記念ウォーキング大会

散策路と河川敷公園の完成1周年を記念して、ウォーキング大会を開催します。お楽しみ企画やプレゼントもご用意していますので、皆さんお誘い合わせのうえご参加ください。

**とき** 5月10日(日)午前8時30分～正午ごろ

**集合場所** みずとぴあ庄内(清須市)

**内容** みずとぴあ庄内から大治町庄内川河川敷公園までの往復(所要時間約2時間)

**参加費** 無料(自由参加)

**注意**

・駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

・タオル、帽子、運動靴など、ウォーキングに適した服装でお越しください。

・飲み物は、参加者一人につきペットボトルを1本ご用意いただきます。

・主催者を通して加入する保険で補えないけがについては、自己負担となる場合があります。

・小雨決行(天候により、中止となる場合があります)

**問合せ先** 役場都市整備課  
 内線156・164

## 大治太鼓教室

太鼓を叩いてみませんか。大治太鼓保存会の指導により、1年を通して太鼓教室を開催します。

**とき** 第1・3・5土曜 午後7時～8時30分

**ところ** 公民館3階講堂・体育室  
**参加費** 無料

**対象** 町在住の小学校1年生以上の方

**申込・問合せ先** 公民館内 社会教育課  
 ☎(443)2671

## 4月の公民館ロビー展示

**書道展**  
 1(水)～15日(水) ●書の会

**水墨画展**  
 16日(木)～29日(水) ●水墨画同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

## 第21回大治町年輪のつどいが行われました

2月22日(日)に公民館で、第21回大治町年輪のつどいが開催され、昨年度60歳を迎えられた方を対象に39名の方の参加がありました。今後のますますのご活躍に期待します。

### 誓いの言葉

私達は、この「年輪のつどい」により、互いの交流を深めるとともに、個々の心身向上に努め、60歳からの第二の人生において大いに活躍し、私達会員と大治町のさらなる飛躍を願って、日々健やかにまい進することを誓います。

### 実行委員の思い

今回で21回目を迎えるという、もはや歴史になろうとしている「年輪のつどい」です。

高齢化が進む中、60歳の節目で「第21回年輪のつどい」に携わることが出来たことが我々実行委員全員にとって大変有意義な時間でした。

今回の経験をもとに同世代の繋がりを強固にすることが大治町全体の活性化に繋がると信じ、今後の活動に生かして行きたいと、今回実行委員をすることで改めて思ったところです。

### 第21回大治町年輪のつどい実行委員の皆さん

前列左から、桔川明美、三輪秀範、村松直正、安田千歳、後列左から山崎眞須美、前田澄子、林千代美 安井智二(不在) (敬称略)



## 歯の健康講座

海部歯科医師会

### 「時代は変わる」

米国に在住の親戚が歯が痛くなったので、歯科を受診した時の話です。

X線を撮影すると、詰め物の下がむし歯になり、それが原因で痛みが出ているので、歯を抜くか、痛んでいる神経を除去し歯を保存する治療になるかどちらかという説明がありました。

米国では、神経の治療は保険でカバーされていないので自費治療となります。保険が使える治療なら、この場合残念ながら抜歯ということになりますが、治療すれば使える歯をいきなり抜歯してしまうのももったいないので、神経を取る治療を希望しました。

治療はラバーダムというゴムのシートで、唾液中の細菌が、歯の中に入らないように歯を隔離し、顕微鏡で歯の中を覗いて、脳外科医の手術と同じレベルの治療をします。治療中の細菌感染が神経の治療の予後を大きく左右することがいろいろの研究で分かっているようです。

歯の神経の治療は非常に複雑で、一度感染が起ると再治療が困難なので、感染に対して一際注意を払う必要があります。新品の滅菌済みの器具を一人ひとりに使用したら捨ててしまふ、いわゆるディスポーズという方法がとられました。高額な治療ではありますが、受けてみると1日で治療は終了し、非常に快適ということでした。

米国をはじめとする諸外国では、歯の神経の治療ということのような治療が標準とのことですが、日本の歯科も近い将来、医科のように診療科が細分化されてくると、このような治療が標準化してくるかもしれません。